



平成29年9月5日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会（8月28日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（8月28日付け）を行いましたので公表します。

（問い合わせ先）

国土交通省 住宅局 建築指導課 太田、坂井

TEL 03-5253-8111（代表）（内線39-518）

（内線39-535）

03-5253-8513（直通）

03-5253-1630（FAX）

一級建築士の懲戒処分について

1 磯部 日出雄 (登録番号 第204422号)

① 処分の内容

平成30年2月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物（1物件（建築確認：平成27年10月））について、一級建築士事務所^{ゆう}雄設計室（大阪府知事登録（二）第18007号、平成27年12月4日付け抹消）の業務に関し、代理者及び工事監理者として、確認済証の交付前に工事施工者に対して実際の交付日よりも前の日付で確認済証を取得できると虚偽の報告をし、無確認で工事が行われることを容認した。また、中間検査（基礎に鉄筋を配置する工事）の検査日前に工事施工者に対して検査を受けたと虚偽の報告をし、必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事（基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事）が行われることを容認した。

以上